

令和6年第1回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和6年3月22日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（1名）

14番 檜原伸

会議録署名議員

9番 坂東重夫 10番 藤本功男

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 岩野竜文
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 森友邦明	企画総務部次長 大倉洋二
危機管理局長 小松隆	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 笠井和芳	教育部次長 佐藤正彦
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 住友勝次
土成支所長 鈴田直城	阿波支所長 大塚清

農業委員会事務局長 相原 繁喜

水道部次長 吉成 永吾

財政課長 藤井 信良

監査事務局長 坂東 明

会計管理者 川人 啓二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 議案第 3号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第 2 議案第 4号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第 5号 令和5年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第 6号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第 7号 令和6年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 8号 令和6年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 9号 令和6年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第10号 令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 9 議案第11号 令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第12号 令和6年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第13号 令和6年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第14号 令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算について
- 日程第13 議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について
- 日程第16 議案第18号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 阿波市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収

金に関する条例の制定について

日程第19 議案第21号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第22号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について

日程第21 議案第23号 阿波市道路線の変更について

日程第22 請願第1号 日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願

(日程第1～日程第22 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第23 議案第24号 令和6年度阿波市一般会計補正予算(第1号)について

日程第24 議案第25号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第25 議案第26号 阿波市副市長の定数を定める条例の一部改正について

日程第26 議案第27号 監査委員(議会選出)の選任について

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第28 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第29 発委第1号 日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書について

追加日程第1 議長辞職の件について

追加日程第2 議長選挙について

追加日程第3 副議長辞職の件について

追加日程第4 副議長選挙について

議会広報特別委員会委員の選任報告について

地域活性化特別委員会委員の選任報告について

議会改革特別委員会委員の選任報告について

新ごみ処理施設建設推進調査特別委員会委員の選任報告について

追加日程第5 徳島中央広域連合議会の議員選出について

追加日程第6 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

追加日程第7 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第8 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第9 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

日程第30 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

- 日程第 1 議案第 3号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第 2 議案第 4号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第 5号 令和5年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第 6号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第 7号 令和6年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 8号 令和6年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 9号 令和6年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第10号 令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 9 議案第11号 令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第12号 令和6年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第13号 令和6年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第14号 令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算について
- 日程第13 議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止に

ついて

- 日程第 16 議案第 18 号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 19 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 20 号 阿波市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 21 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 22 号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 23 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 22 請願第 1 号 日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願

○議長（笠井一司君） 日程第 1、議案第 3 号令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）についてから日程第 22、請願第 1 号日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願までの計 22 件を一括議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長武澤豪君。

○総務常任委員長（武澤 豪君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 3 月 13 日、委員 7 名が出席し会議を開き、付託されました議案第 3 号令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）についての所管部分、議案第 4 号令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 7 号令和 6 年度阿波市一般会計予算についての所管部分、議案第 8 号令和 6 年度阿波市御所財産区特別会計予算について、議案第 9 号令和 6 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について、議案第 10 号令和 6 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 11 号令和 6 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第 15 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての所管部分、議案第 16 号阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議

案第17号阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について、議案第18号阿波市住民集会施設設置条例の一部改正についての市長提出議案11件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第3号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についての所管部分で、企画総務部関係について、委員から、歳出予算のうち、教育施設整備基金積立金300万円は市民の方から市場中学校のために使ってほしいと頂いた寄附を積み立てたものとの説明に対して、その活用予定について質疑がありました。理事者からは、市場中学校において備品購入に活用する。また、令和6年度の補正予算で対応予定であるとの答弁がありました。

市民部関係では、委員から、歳出予算のうち、戸籍住民基本台帳費の手数料、使用料に係る説明に関連して、現在、住民票、印鑑証明書はコンビニ交付を行っているが、今後、戸籍謄本や抄本をコンビニ交付を行う予定はあるのか質疑がありました。理事者からは、総務省の実証事業、補助金の活用により導入しており、対象が住民票、印鑑証明書のみとなっている。現状として、阿波市では戸籍謄本等のコンビニ交付の導入予定はないが、本年3月1日から戸籍謄本等の広域交付が始まり、本籍地以外の全国の市区町村の窓口でも交付が可能となったため、利便性も高まっているとの答弁がありました。

議案第7号令和6年度阿波市一般会計予算についての所管部分で、企画総務部関係では、委員から、令和6年度の過疎対策事業債の活用予定について質疑がありました。理事者からは、令和6年度において、過疎対策事業債は、ハード事業で約2億5,000万円、ソフト事業で3,500万円の活用予定である。ソフト事業では、阿波シティマラソンや阿波市で暮らそう！！住宅購入補助金の市場町分に充当しているとの答弁がありました。

議案第17号阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について、委員から、基金の廃止に当たり、これまでの総括及び活用実績について質疑がありました。理事者からは、令和2年度に、元医療従事者の方から医療機関等に役立ててほしいと500万円の寄附を頂いた。これに一般財源を加えて1,000万円を積み立てたのが新型コロナウイルス感染症対策基金である。活用実績として、令和3年度には、医療機関等にサーマ

ルカメラ26台、自動手指消毒器36台、約272万円、令和4年度には、医療機関等の衛生用品購入に係る補助金として約222万円、令和5年度には、臨時交付金事業と併せて、医療機関等に価格高騰重点支援事業として約505万円、補助金の交付を行った。残額は528円で、財政調整基金へ積み立てるとの答弁がありました。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長藤本功男君。

○文教厚生常任委員長（藤本功男君） 文教厚生常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る3月15日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第3号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についての所管部分、議案第5号令和5年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第7号令和6年度阿波市一般会計予算についての所管部分、議案第12号令和6年度阿波市介護保険特別会計予算について、議案第19号阿波市介護保険条例の一部改正について、請願第1号日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願の市長提出議案5件及び請願1件について、詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案全て原案のとおり可決し、請願については採択すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第3号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についての所管部分に関して、教育委員会関係では、委員から、幼稚園費とはどのような予算か。予算が減額されているのはなぜかと質疑がありました。理事者からは、阿波市在住の子どもが阿波市外の幼稚園に通う際に、その費用の一部を負担するためのものである。昨年度より、市外幼稚園

に通う子どもが減少したため減額となっていると答弁がありました。

健康福祉部関係では、理事者から、実績見込みにより新型コロナワクチン接種対策事業費が9,690万円の減額となった。主な要因として、64歳以下のワクチン接種者が想定より少なかったことが挙げられると説明がありました。

議案第7号令和6年度阿波市一般会計予算についての所管部分に関しては、教育委員会関係では、委員から、予算の中に英語検定料補助金とあるが、対象の学年や等級、補助金額はどうなっているのか。また、受験は義務となっているのかと質疑がありました。理事者からは、中学1年生から3年生を対象として、5級から1級まで全ての級に対応している。1人につき年3,000円を上限として補助金を支給している。受験するかどうかは生徒の希望によると答弁がありました。

また、委員から、土成歴史館の改修として2階部分の防水工事と空調設備の更新がなされるが、工事のスケジュールは。また、工事中は閉館となるのかと質疑がありました。理事者からは、今年度で大規模改修に伴う設計を行った。来年令和6年度から屋上防水の改修工事及び1階展示室の空調改修工事を行う予定である。それに伴い、令和6年4月1日から休館となると答弁がありました。

健康福祉部関係では、委員から、精神保健事業費はどのように使用されているのか。また、徳島県自殺予防協会負担金が計上されているが詳細はと質疑がありました。理事者からは、自殺予防の意識の向上と知識の普及を図るため、高校生等を対象にパンフレットを配布するなど普及啓発を行っている。負担金については、いのちの電話の運営費などに用いられると答弁がありました。

市民部関係では、委員から、浄化槽設置整備事業に係る補助金について、どの程度の件数で予算を計上しているのかと質疑がありました。理事者からは、合併処理浄化槽を新規に設置する場合、または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際交付される補助金で、新設の場合を47基分で、転換の場合、浄化槽のサイズごとに5人槽を4基、7人槽を16基、10人槽を1基分で予算計上している。前年度より944万円の予算減となると答弁がありました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長阿部雅志君。

○産業建設常任委員長（阿部雅志君） それでは、産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る3月18日、委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第3号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について所管部分、議案第6号令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第7号令和6年度阿波市一般会計予算について所管部分、議案第13号令和6年度阿波市水道事業会計予算について、議案第14号令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算について、議案第15号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について所管部分、議案第20号阿波市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について、議案第21号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第22号阿波市水道事業給水条例の一部改正について、議案第23号阿波市道路線の変更についての市長提出議案10件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第3号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について所管部分に関して、産業経済部関係では、委員から、農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金の詳細について質疑がありました。理事者から、事業主体は県であり、補助の対象者は土地改良区と水利組合となっている。土地改良区は直接県へ、水利組合は市を通して県へ申請することになっており、今回3つの水利組合が市を通して県へ申請を行っている。補助の対象は揚水施設など農業水利施設の電気料金などになっており、電気料金は高压受電、低压受電の両方に対応しているが、低压受電のほうは、今回、電気料金の上昇が見られないため対象となっておらず、高压受電は使用料金などの単価の上昇があるため、その部分が対象となっていると答弁がありました。

議案第7号令和6年度阿波市一般会計予算について所管部分に関して、産業経済部関係では、委員から、農地総務費の工事請負費3,400万円の内容について質疑がありました。理事者からは、4か所分の工事請負費となっており、阿波町で別埜池の水位計設置工事、西整理地区の農道改良工事、土成町で日吉中池のため池廃止工事、吉野町で春日池の漏水による老朽対策の修繕工事を予定していると答弁がありました。

また、委員から、日吉中池のため池廃止工事の詳細について質疑がありました。理事者からは、ため池の廃止工事については、地元からの要望もあり、県が現地の確認を行い、協議した上で廃止と決定した。ため池協議会において、市が廃止工事を行うこととなっていると答弁がありました。

また、委員から、阿波ベジ全国展開周知業務委託料の詳細について質疑がありました。理事者からは、阿波市をPRするため、四国アイランドリーグで活躍している県内の球団である徳島インディゴソックス球団に業務を委託しており、本市のふるさと納税を促進する企画や、球団の練習用Tシャツに阿波市の名前を入れるなどして本市の野菜等をPRしている。また、平成30年8月31日より、野菜の日にちなんで、阿波市の野菜と徳島インディゴソックスの野球を共に盛り上げる協定を結んでいるとの答弁がありました。

また、委員から、多面的機能支払交付金事業に係る返還金の支払い方法について質疑がありました。理事者からは、今年度より、各保全隊で発生した返還金については、要望を受け、多面的機能支払交付金を交付する際に返還金を減額して交付するようにしている。要望があれば来年度以降も継続して行っていきたいとの答弁がありました。

建設部関係では、委員から、土地改良区除外決済金について、土地改良区には除外決済金が支払われているが、下部組織である水利組合への支払いはどのようになっているのか質疑がありました。理事者からは、除外決済金については土地改良区からの請求に支出することが原則となっているが、水利組合についても土地改良区と同様、総会等を行っている団体もあるため、そのような場合は予算の範囲内で対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

議案第13号令和6年度阿波市水道事業会計予算についてに関して、委員から、配水施設費の材料費に工事用材料費200万円を計上しているが、緊急時に備え、材料のストックはどれくらいあるのか質疑がありました。理事者からは、修繕に必要な材料として、水道メーターなども含め、約1,680万円分の修繕材料をストックしているとの答弁がありました。

以上で産業建設常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についてから議案第14号令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算についてまでの計12件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第14号までの12件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議案第22号阿波市水道事業給水条例の一部改正についてまでの計8件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第22号までの計8件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号阿波市道路線の変更についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

~~~~~

日程第23 議案第24号 令和6年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について

日程第24 議案第25号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第25 議案第26号 阿波市副市長の定数を定める条例の一部改正について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第23、議案第24号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についてから日程第25、議案第26号阿波市副市長の定数を定める条例の一部改正についてまでの計3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日追加提案しております予算案件1件、条例案件2件の計3件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第24号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額300万円でございます。

事業内容といたしましては、令和6年度に実施予定の定額減税を行うためのシステム改修費の予算を計上しております。

次に、議案第25号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正及び議案第26号阿波市副市長の定数を定める条例の一部改正につきましては、政策監の選任などに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後担当部長から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただ

きますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、本日追加提案をさせていただきます議案第24号から議案第26号までの予算案件1件、条例案件2件について、一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第24号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

令和6年度阿波市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億4,100万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月22日提出、阿波市長。

この補正予算（第1号）につきましては、令和6年度に予定しております定額減税に係る経費を予算計上しております。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

19款1項基金繰入金300万円につきましては、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款2項徴税费300万円につきましては、定額減税に係るシステム改修の経費を予算計上しております。

以上、議案第24号についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第25号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月22日提出、阿波市長。

この条例につきましては、新年度の組織体制の強化を図るため、一般職の理事職を新設

するものでございます。

改正内容につきましては、職員の補職に理事を加えるもので、施行日は令和6年4月1日でございます。

次に、議案第26号阿波市副市長の定数を定める条例の一部改正について。

阿波市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月22日提出、阿波市長。

この条例につきましては、複雑化、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するだけでなく、災害発生時や重要施策に対しスピード感を持って取り組むため、必要に応じて2人制とするものです。

改正内容につきましては、本則中、「2人」を「2人以内」に改めるもので、施行日は公布の日でございます。

以上、議案第24号から議案第26号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 補足説明が終わりました。

これより議案第24号から議案第26号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号から議案第26号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号から議案第26号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第26号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第24号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第26号阿波市副市長の定数を定める条例の一部改正についての計2件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号及び議案第26号の計2件は原案のとおり可決されました。

ここで、私、一身上の都合によりまして議長の席を副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

〔議長交代〕

○副議長（吉田 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第26 議案第27号 監査委員（議会選出）の選任について

○副議長（吉田 稔君） 次に、日程第26、議案第27号監査委員（議会選出）の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、笠井一司君の退席を求めます。

（13番 笠井一司君 退席 午前10時38分）

○副議長（吉田 稔君） 提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日追加提案しております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によ

り議会の同意をお願いするものでございます。

住所につきましては、阿波市土成町秋月字中ノ王子26番地、氏名は笠井一司、生年月日は昭和29年3月19日生まれでございます。

笠井一司氏は、阿波市議会議員として経験豊富で、行政運営に関し優れた識見を有しており、議会議員から選出の監査委員として適任者であると考えますので、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明をこれで終わります。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（吉田 稔君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 稔君） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第27号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 稔君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 稔君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第27号監査委員（議会選出）の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 稔君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

（13番 笠井一司君 入場 午前10時41分）

○副議長（吉田 稔君） ここで監査委員に選任、同意されました笠井一司君のご挨拶があります。ご登壇をお願いいたします。

○13番（笠井一司君） ただいま本市の監査委員として市長よりご選任をいただき、そして議会の皆様方からはご同意いただきまして厚く御礼を申し上げます。

議会の代表としてご選任をいただきましたので、その職務の重要性を痛感いたしております。これまでの知識や経験を生かし、地方自治法の趣旨にのっとり、公正不偏の立場で誠心誠意取り組み、職務、そして役目を全うしてまいりたいと思います。皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（吉田 稔君） 暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時44分 再開

〔議長交代〕

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第28 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（笠井一司君） 次に、日程第27、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第28、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての計2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日追加提案しております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現阿波市人権擁護委員の前田晋志氏が令和6年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として選任いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては阿波市市場町大野島字稲荷109番地2、氏名は前田晋志、生年月

日は昭和31年12月13日生まれでございます。

任期は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間となります。

前田氏は、地域の実情に精通し、見識高く、人権擁護委員として適格者であると考えますので、議会のご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、令和6年6月30日をもって任期が満了する人権擁護委員の後任として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては阿波市阿波町森沢54番地、氏名は川人美夫、生年月日は昭和33年2月4日生まれでございます。

任期は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間となります。

川人氏は、温厚誠実な人柄で、地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員として適格者であると考えますので、議会のご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで諮問第1号及び諮問第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

**日程第29 発委第1号 日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書について**

○議長（笠井一司君） 日程第29、発委第1号日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

10番藤本功男君。

○10番（藤本功男君） それでは、発委第1号日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

近年、公立、私立を問わず、保育施設において子どもの安全が脅かされる事故が繰り返されており、保育士や保育教諭等の人員不足による保育現場の苛酷な労働実態も浮き彫りになっています。しかし、保育士の職員配置基準は長らく変更されておらず、早急な改善を行うことが求められます。学童保育施設の基準についても同様です。

2つには、保育所等保育施設の職員には非正規雇用の職員が多く、保育士、放課後児童支援員の年収は低い実態にあることから、標準的な労働者の年収を確保できるような抜本的な処遇改善が行われる必要があります。

3つには、保育士、放課後児童支援員が足りない、集まらないことに対し、職員の声を十分に聴取した上で、現場でのワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方改革やハ

ラスメント対策を具体化させることは重要な課題です。

4つには、こども・子育て支援加速化プランの具体化に当たっては、保育所等保育施設の運営が、公立、私立にかかわらず、地方単独事業への支援も含め、政府の責任において確実な財源措置を行うことが強く求められます。

よって、国においては、子どもたちに安全・安心で質の高い保育を提供するため、特段の措置を講じられるよう、地方自治法第99条の規定により、別紙案のとおり意見書を提出いたします。

令和6年3月22日、徳島県阿波市議会。

提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務・金融大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、少子化・こども政策担当大臣でございます。

議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 説明が終わりました。

これより発委第1号日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで発委第1号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発委第1号日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、私、一身上の都合によりまして議長の席を副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時04分 再開

〔議長交代〕

○副議長（吉田 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長の笠井一司君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 稔君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、笠井一司君の退席を求めます。

（13番 笠井一司君 退席 午前11時04分）

~~~~~

追加日程第1 議長辞職の件について

○副議長（吉田 稔君） 追加日程第1、議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

大森事務局長。

○議会事務局長（大森章司君） それでは、朗読させていただきます。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和6年3月22日。阿波市議会副議長殿。阿波市議会議長笠井一司。

以上でございます。

○副議長（吉田 稔君） お諮りいたします。

笠井一司君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 稔君） ご異議なしと認めます。よって、笠井一司君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

笠井一司君、お入りください。

（13番 笠井一司君 入場 午前11時06分）

○副議長（吉田 稔君） 笠井一司君、議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま議長を辞職されました笠井一司君からご挨拶があります。

○13番（笠井一司君） 議長職の退任に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

令和4年に議長にご選任いただいてから2年となります。その間、議長として公正で円滑な議会運営と議会を代表しての活動に、そして特に、議会を活発な議論ができる場にと努めてまいりました。私といたしましては、2年間という期間をいただきましたので、まだまだ課題はございますが、議長としての仕事ができ、また十分に役目を果たせたのではないかと考えております。

思えば、この2年間に様々なことがございましたが、議会運営においては不測の事態がございましたが、問題なく円滑な運営ができたのではないかと考えております。このことは、何よりも皆様方のご理解とご協力があったからこそと考えておりまして、皆様方に心から感謝を申し上げます。

なお、これからも議会活動に鋭意努めてまいりますので、議員の皆様、市長はじめ理事者の皆様のご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、十分意を尽くせませんが、退任の挨拶といたします。ありがとうございました。

~~~~~

## 追加日程第2 議長選挙について

○副議長（吉田 稔君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 稔君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第2、議長選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は指名推選にいたしますか、それとも単記無記名投票とすることにいたしますか。

（8番後藤 修君「指名推選でお願いします」と呼ぶ）

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 稔君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、どのようにいたしましょうか。

後藤修君。

○8番（後藤 修君） 笠井安之議員を推選指名いたします。

○副議長（吉田 稔君） お諮りいたします。

ただいま後藤修君が指名いたしました笠井安之君を阿波市議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 稔君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました笠井安之君が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました笠井安之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選されました笠井安之君の発言を許可いたします。

○11番（笠井安之君） ただいま荣誉ある阿波市議会第15代議長にご選任を賜り、心から感謝申し上げます。私自身、限りなく光栄に存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。私は議員経験もまだまだ浅く、未熟者ではございますが、議員各位のご理解とご支援をいただきながら、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいりたいと思います。

阿波市をはじめとする地方自治体の本旨は、議会と行政は共に切磋琢磨して社会福祉をはじめとした市民生活の向上に努めていくという、いわゆる二元代表制にあると考えております。市長と市議会がしっかりとした議論を重ね、市民のための施策に取り組んでいくことが阿波市発展につながるものと確信しております。

本市におきましては、人口減少や産業の振興、住民福祉の向上のほか、新ごみ処理施設の早期着工など様々な課題を抱えております。市財政状況の厳しい中、活力と魅力にあふれ、安全・安心な住みよいまちづくりを進めていくことが市民の皆様の願いであると認識し、その負託に応えるため、皆様と共に私も歴代議長の名を汚さぬよう邁進してまいり所存でございます。

笠井一司前議長におかれましては、2年間大変お疲れさまでございました。今後とも、

未熟な私に対して、ご指導並びにご助言をいただけますようよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

結びとなりましたが、今後ますますの阿波市議会発展のため、議員及び理事者各位の温かいご支援を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。本日はどうもありがとうございます。

○副議長（吉田 稔君） 議長が選挙されましたので、議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

〔議長交代〕

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の吉田稔君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、吉田稔君の退席を求めます。

（16番 吉田 稔君 退席 午前11時15分）

~~~~~

追加日程第3 副議長辞職の件について

○議長（笠井安之君） 追加日程第3、副議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

大森事務局長。

○議会事務局長（大森章司君） それでは朗読いたします。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和6年3月22日。阿波市議会議長殿。阿波市議会副議長吉田稔。

以上でございます。

○議長（笠井安之君） お諮りいたします。

吉田稔君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、吉田稔君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

吉田稔君、お入りください。

（16番 吉田 稔君 入場 午前11時16分）

○議長（笠井安之君） 吉田稔君、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長を辞職されました吉田稔君からご挨拶がございます。

○16番（吉田 稔君） 昨年の3月議会で副議長に選任されまして、はや1年がたちました。その間、議長と、事務局長も一緒にですが、県外の研修、それから県内の市議会議長会、2回ほどありましたが、その他研修会もございまして、いろんなところへ出かけることができました。議長を補佐する役が副議長でございますが、補佐するほどもなく、議長も外部へ行ってもしっかり発言をされていたのが印象に残っております。

市政発展のために、議員の皆さんと、それから市長以下、職員の皆さんと共に協力しまして1年が過ぎることとなりました。今後は議員同僚の皆さんと共に、また市政発展のために努力してまいりたいと思います。どうも1年間ありがとうございました。

~~~~~

#### 追加日程第4 副議長選挙について

○議長（笠井安之君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第4、副議長選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は指名推選にいたしますか、それとも単記無記名投票とすることにいたしますか。

原田定信君。

○19番（原田定信君） 指名推選でお願いをいたします。

○議長（笠井安之君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法についてはどのようにしましょうか。

原田定信君。

○19番（原田定信君） 武澤豪君を推選いたします。

○議長（笠井安之君） お諮りいたします。

ただいま原田定信君が指名いたしました武澤豪君を阿波市議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました武澤豪君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました武澤豪君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選されました武澤豪君の発言を許可いたします。

○6番（武澤 豪君） ただいま皆様より副議長にご選任をいただき、誠にありがとうございました。私のような若輩者に、阿波市議会副議長という栄誉ある、また重責ある役職をいただきました。

今、日本は少子・高齢化に向けて加速し、また政治不信も広く拡大しており、置かれている環境は厳しい状況ではありますが、微力ながら笠井安之議長を補佐し、阿波市を将来が明るいまちづくりに向け、全力で務め上げる所存です。改めて皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（笠井安之君） 暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前 11 時 38 分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日付で、議会広報特別委員会委員の原田健資君、中野君、吉田君、後藤君、北上君、黒川さん、地域活性化特別委員会委員の木村君、樫原伸君、藤本君、坂東君、原田健資君、野口さん、黒川さん、笠井安之、議会改革特別委員会委員の後藤君、原田定信君、三浦君、阿部君、中野君、藤本君、北上君、武澤君、竹内君、樫原浩二君、新ごみ処理施設建設推進調査特別委員会委員の坂東君、北上君、三浦君、原田定信君、阿部君、松村君、中野君、藤本君、後藤君、武澤君、樫原浩二君から、それぞれ辞職願が提出されております。委員会条例第 14 条により、議長において許可をいたしました。よって、議会広報特別委員会委員、地域活性化特別委員会委員、議会改革特別委員会委員、新ごみ処理施設建設推進調査特別委員会委員が欠けましたので、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、議会広報特別委員会委員に中野厚志君、後藤修君、原田健資君、竹内政幸君、野口加代子さん、樫原浩二君、地域活性化特別委員会委員に阿部雅志君、樫原伸君、坂東重夫君、後藤修君、原田健資君、野口加代子さん、樫原浩二君、黒川理佳さん、議会改革特別委員会委員に原田定信君、阿部雅志君、木村松雄君、吉田稔君、松村幸治君、笠井一司君、中野厚志君、藤本功男君、後藤修君、北上正弘君、新ごみ処理施設建設推進調査特別委員会委員に三浦三一君、原田定信君、木村松雄君、吉田稔君、松村幸治君、中野厚志君、藤本功男君、坂東重夫君、北上正弘君、竹内政幸君、黒川理佳さんをそれぞれ選任いたしましたのでご報告いたします。

各特別委員会委員におかれましては、特別委員会を開催し、正副委員長を互選していただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 42 分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会において委員長、副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に野口加代子さん、副委員長に後藤修君、地域活性化特別委員会委員長に樫原浩二君、副委員長に黒川理佳さん、議会改革特別委員会委員長に藤本功男君、副委員長に北上正弘君、新ごみ処理施設建設推進調査特別委員会委員長に原田定信君、副委員長に松村幸治君、以上、それぞれ選任されましたので、ご報告いたします。

次に、徳島中央広域連合議会、中央広域環境施設組合議会、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北環境整備組合議会、阿北火葬場管理組合議会のそれぞれの議会議員の辞職について報告をいたします。

本日付で、徳島中央広域連合議会、中央広域環境施設組合議会、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北環境整備組合議会、阿北火葬場管理組合議会のそれぞれの議会議員の辞職願が提出され、辞職が許可されております。

また、それぞれの組合等の議会から後任者の選任依頼が来ております。

お諮りいたします。

それぞれの議員選出について日程を追加し、追加日程第5、徳島中央広域連合議会の議員選出について、追加日程第6、中央広域環境施設組合議会の議員選出について、追加日程第7、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について、追加日程第8、阿北環境整備組合議会の議員選出について、追加日程第9、阿北火葬場管理組合議会の議員選出についてを直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたします。

~~~~~

追加日程第5 徳島中央広域連合議会の議員選出について

追加日程第6 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

追加日程第7 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第8 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第9 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

○議長（笠井安之君） 追加日程第5、徳島中央広域連合議会の議員選出についてから追加日程第9、阿北火葬場管理組合議会の議員選出についてまでを一括して議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。

徳島中央広域連合議会の議員に三浦三一君、木村松雄君、武澤豪君、笠井安之、以上4名を指名いたします。

中央広域環境施設組合議会の議員に三浦三一君、木村松雄君、松村幸治君、藤本功男君、後藤修君、北上正弘君、笠井安之、以上7名を指名いたします。

阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員に阿部雅志君、笠井一司君、中野厚志君、原田健資君、樫原浩二君、黒川理佳さん、笠井安之、以上7名を指名いたします。

阿北環境整備組合議会の議員に原田定信君、松村幸治君、樫原伸君、坂東重夫君、後藤修君、竹内政幸君、笠井安之、以上7名を指名いたします。

阿北火葬場管理組合議会の議員に原田定信君、吉田稔君、武澤豪君、野口加代子さん、笠井安之、以上5名を指名いたします。

当選されました各議員には、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~

### 日程第30 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第30、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、木下副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

木下副市長。

○副市長（木下修一君） 本会議の貴重なお時間をお借りしまして、退任に当たってのご挨拶をさせていただきます。

このたび3月30日付で阿波市副市長の職を辞職させていただくことになりました。この2年間、藤井前市長、町田市長のもと、笠井一司前議長、新たにご就任されました笠井安之議長をはじめ議員の皆様によくの温かいご指導を賜りまして、何とか職務を行うことができたところであり、心からお礼を申し上げます。

あつという間の2年間でありまして、就任当時はコロナ禍で、市民の皆様の安全の確保に向けた感染症対策、それはワクチン接種も含め、いろんなその他の対策をやってきました。さらには、その後のエネルギーとか物価高騰のお話がありました。国から経済対策もたくさんありまして、それによって影響を受けた市民生活、市内経済への早急な対応を進める上で、議会におかれましては、臨時会やさらには緊急の追加提案などについて、議会の皆様、さらにはそれを立案して進めていった職員の皆様のご協力のもと、何とかやってこれたのではないかと考えております。重ねてお礼を申し上げます。

また、県職員の折に携わっておりました勝命堤防の完成であるとか、（仮称）阿波スマートインターチェンジの着工、さらには整備に長時間かかっておりましたバイパス工事の供用開始に現地において直接立ち会うことができたことも非常にありがたく思っております。

一方で、まだ道半ばの事業もあり、結果として十分に役割を果たせたかどうかというところは考えるところでございます。今後とも、町田市長、安丸副市長をはじめ職員の皆様が一丸となり、さらには議会のご協力、ご理解をいただきながら取り組まれていくものと考えております。

この後、私自身立場が変わることになりますが、阿波市の皆さんとは何らかの形で関係する場面もあると思います。その際には、微力ではございますが、阿波市のお役に立てたらと考えております。

最後になりましたが、今後、阿波市のますますのご発展、ここにいらっしゃる皆様のご

健勝とご多幸をご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、退任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） 閉会に当たり、市長からご挨拶がございます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 令和6年第1回阿波市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、このたびご勇退されました前笠井一司議長におかれましては、2年間議長として、また前吉田副議長におかれましては、1年間副議長として、議会運営はもとより、市行政に対しまして格段のご理解、ご協力を賜りましたことに心より厚くお礼を申し上げます。今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

そして、先ほど議長に笠井安之氏、副議長に武澤豪氏のご就任されましたことにつきまして、心からお祝い申し上げ、市政運営の変わらぬご協力とご理解をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げます。

次に、木下副市長におかれましては、3月30日で退職されますが、令和4年に副市長に就任し、2年の間、新型コロナウイルス感染症対策や緊急経済対策、企業誘致の推進、道路インフラ整備など、阿波市の発展及び活性化に多大なるご尽力をいただきました。中でも、本市を走る徳島自動車道の（仮称）阿波スマートインターチェンジ設置及び4車線化整備事業における西日本高速道路株式会社四国支社、徳島県との調整にご貢献をいただくなど、地方創生の起爆剤として期待を寄せているスマートインターチェンジが円滑に進められており、大変感謝をいたしております。

今後のより一層のご活躍をご期待申し上げますとともに、引き続き阿波市に対しまして、ご指導、ご協力をよろしく願いいたします。

それでは、市政の重要課題等についてご報告させていただきます。

まず、本市、板野町、上板町の3市町で進めておりますごみ処理につきましては、去る3月2日、3日、現在稼働中の中央広域環境センターの周辺住民の皆様に対しまして、板野町長、上板町長も同席の上、現施設の焼却設備は停止するものの、令和7年8月以降も使用せざるを得ないことにつきましておわびを申し上げるとともに、今後の運営方針などについて説明をさせていただき、様々なご質問、ご意見をいただいたところであります。引き続き、周辺住民の皆さんとお話をさせていただく機会をいただき、ご理解をいただけるよう誠意を持って丁寧な説明を重ねてまいりたいと考えております。

また、昨日 21 日から、阿波町の新ごみ処理施設建設予定地周辺自治会の皆様に対しまして、新たな施設の建設に向けた現状などにつきまして順次ご説明をさせていただいております。新ごみ処理施設につきまして、市民の皆様のご日常生活に最も密着した重要な施設であり、全ての周辺自治会の皆様にご同意をいただけるよう、今後とも誠意を持って対応させていただきたいと考えております。

次に、行政報告を申し上げます。

最初に、先月 27 日、まちづくり未来会議会員の皆さんと阿波市まちづくりミーティングを開催し、私自身が直接ご意見を伺いました。ミーティングでは、官民協働でスキルアップした人材を育て、持続可能なまちづくりを目指したいなど、市民の皆様からまちづくりに対する熱い思いや要望をお聞きすることができました。いただいたご意見を的確に市政に反映しながら、市民が主役のまちづくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、甚大な被害をもたらした能登半島地震から 3 か月近くが過ぎ、復旧、復興に向けた動きも見られる中、本市からは、明日 23 日から保健師を派遣し、被災地域における健康管理、支援業務などに当たるほか、26 日には罹災証明書の発行に従事する職員 2 名の派遣を行い、被災者の生活再建に向けた支援を行うなど、引き続き徳島県や関係行政機関と十分に連携しながら被災地での支援活動を続けてまいります。

次に、今月 4 日、阿波市消防団が、日頃からの活動により地域防災力の向上や地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があると消防庁に認められ、消防団等地域活動表彰を受賞いたしました。今後も地域防災の要である本市消防団と連携し、さらなる地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、今月 3 日、県内外から総勢 626 名のランナーにご参加をいただき、阿波シティマラソンを盛大に開催いたしました。大会には、ゲストランナーとして、リオ・オリンピックや世界陸上で活躍された伊藤舞さんをはじめ、地元、大塚製薬や富士通の陸上競技部の選手の皆様をお招きし、大会を盛り上げていただきました。会場では、名物たらいうどんをご賞味いただくとともに、アエルワでは、阿波市のいいものとして本市の特産品の試食コーナーを設けるなど、ランナーの皆様をおもてなしをいたしました。また、ハーフマラソンやチャレンジマラソンの入賞者には、阿波市特産品認証制度認証品の詰め合わせセットを贈呈するなど、本市の魅力も PR させていただきました。本大会は今回で 19 回目を迎え、本市を代表するイベントとして定着しており、今後においてもますます阿波市ら

しい魅力ある大会となるよう努力してまいります。

次に、今月19日、柿原放課後児童クラブの落成式を執り行い、来週25日から運用を開始することになりました。

加えて、4月1日からはこども家庭センターを開設し、保健師と家庭相談員を常駐させ、連携して相談に応じるほか、阿波っ子応援券などの経済的支援や子育て応援ヘルパーの派遣申込みなどがワンストップで行えるようになります。さらには、キッズスペースの拡充、授乳とおむつ替えができるベビーケアルームを本庁舎市民情報スペースに設置するなど、これまで以上に切れ目なく、きめ細かな子育て支援を行ってまいります。

さて、今議会は先月26日に開会以来、本日まで26日間にわたりまして、令和6年度の当初予算案件をはじめ、多くの重要な議案審議をお諮りした定例会でありました。議員各位には、提出いたしました各議案につきまして全て原案どおりご賛同をいただき、誠にありがとうございました。本定例会において賜りましたご意見、ご提言につきましては、十分に検討を行い、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えております。

まだまだ寒暖の差が厳しい時節柄、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意され、引き続き市政発展のため、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） これで本日の会議を閉じます。

令和6年第1回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午後0時01分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

旧 議 長

旧 副 議 長

新 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員